

(案)

一般競争入札公告

沖縄県衛生環境研究所が発注する、統計解析用PC機器等賃貸借契約について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

なお、当該契約は、地方自治法第234条の3の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額または削除があった場合は、当該入札による契約は解除するものとする。

令和8年4月3日

沖縄県衛生環境研究所長 久高 潤

1 入札に付する事項

- (1) 件名： 統計解析用PC機器等賃貸借契約
- (2) 契約の内容： 仕様書による。
- (3) 契約期間： 令和8年7月1日から令和12年6月30日まで（48か月間）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限から本業務の入札日までの間において、本県から指名停止処分等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 次の各号に該当しないこと
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団員等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ウ 法人で役員のうち暴力団員等反社会勢力に属する者がいる者
- (5) 法人であり、令和8年4月1日現在において営業年数が3年以上であること
- (6) 沖縄県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (7) 賃貸借機器等に関し、保守体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- (8) 応札する機器等について、仕様書に記載する賃貸借機器等の機能・性能等に関する仕様を満たすことの確認を受けた者であること。

3 入札説明書及び仕様書等の交付期間、交付方法等

- (1) 期間：本公告日から入札日まで
- (2) 場所：沖縄県公式ホームページに掲載

4 入札及び開札の日時等

- (1) 日時：令和8年4月23日（木） 午前10時30分～
- (2) 場所：沖縄県衛生環境研究所2階会議室
沖縄県うるま市字兼箇段17番地1

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じた額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の(1)または(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(公社、公団及び独立行政法人を含む。以下「国」という。)又は沖縄県もしくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をおおむね同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年の間に履行期限が到来した2つ以上の契約をすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

6 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 入札書の内訳の計算が誤りである入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しなかった者が行った入札
- (11) 代理人が入札する場合で、委任状の提出のないもの。
- (12) 代理人が入札する場合で、入札書に代理人の署名または記名押印いずれかがないもの。

7 契約事務を担当する部署の名称及び所在地

名称：沖縄県衛生環境研究所企画管理班

所在地：〒904-2241 うるま市字兼箇段17番地1

連絡先：電話番号 098-987-8212 FAX番号 098-987-8210

8 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (3) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの入札書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。